

空き家に関する支援制度一覧

市町村名: 桐生市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家の活用支援事業	助成	きりゆう暮らし応援事業 (空き家利活用助成金)	①1年以上の空き家で耐震性有の物件を改修する工事 ②1年以上の空き家物件を改修する工事	①市外からの移住者で空き家を購入又は賃借し、改修する者で対象物件に10年以上定住すること。 ②空き家を改修して住む者又は、改修して貸す者で、対象物件に5年以上定住すること。	①上限100万円(対象工事の2/3以内) ②上限70万円(対象工事の1/2以内) 基本補助(上限20万円・対象工事費の30/100)+加算補助の合計	-	-	工事着手前 令和8年4月 20日～	予算の範囲内	空き家対策室	0277-48-9036(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018097/1011339/1011204.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018097/1011339/1011204.html</a>	
老朽空き家等対策事業	助成	きりゆう暮らし応援事業 (空き家除却助成金)	(共通) 桐生市内にある建物を除却する20万円以上の工事 対象となる空き家等の全部を除却する工事であること 所有権以外の権利がないもの ① 昭和56年5月31日以前に建築された居室を有する建物 10年以上居住その他の使用がないもの ② 昭和56年5月31日以前に建築された居室を有する建物 1年以上居住その他の使用がないもの 市外からの移住者による申請により空き家を除却し、除却後1年以内に移住者が居住する住宅が着工され、完成後10年以上居住すること ③ 住宅地区改良法における不良住宅に相当する建物で周辺の生活環境保全のために放置することが不適切な状態にあると認められるもの、及び特定空家等 1年以上居住その他の使用がないもの	空き家の所有者またはその相続人 空き家等の所有者から除却の承諾を得て除却するもの(市が認める場合に限る) 市税等の滞納をしていないこと 暴力団員等でないこと	①上限30万円(対象工事費の1/2以内) ②上限50万円以内(対象工事費の1/2以内) ③上限100万円(対象工事費の4/5以内)	-	-	工事着手前 令和8年4月 20日～	予算の範囲内	空き家対策室	0277-48-9035(直通)	<a href="https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018097/1011339/1011234.html">https://www.city.kiryu.lg.jp/kurashi/jutaku/1018097/1011339/1011234.html</a>	